

## 陳 情 文 書 表

平 2 4 陳 情 第 2 1 号	平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日 受 理
件 名	所得税法第 5 6 条を廃止するよう国に意見書提出を求める陳情
陳 情 者	秦野市寿町 6 - 6 新みどりやビル 3 階 秦野民主商工会婦人部 部長 尾上 静子
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>青色申告制度は、まだ申告納税制度が国民に浸透されていなかった時代に、その促進を目的として各種特典を設けた上で始まった制度です。青色申告制度が導入されてから 6 2 年が経ち、現在では、パソコン会計の普及、同業団体が作っている工夫された記帳ノートが普及するなど、青色申告と白色申告との間には、国税通則法改定によりますます実質的な違いがなくなってきました。</p> <p>また、この所得税法第 5 6 条は、憲法第 1 3 条の「個人として尊重」、憲法第 1 4 条の「法の下に平等」及び憲法第 2 4 条の「両性の本質的平等」に反しています。</p> <p>このようなことから、全国商工団体連合会などの諸団体、また、税理士会、弁護士会などの有識者もこの制度を置いておく根拠がないと、時代おくれの本制度の廃止を求めています。</p> <p>つきましては、次の事項について国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 所得税法第 5 6 条を廃止するよう、国に意見書を提出すること。</p>	